

子どもの権利を守る条例・子ども未来プラン 相関表

* 条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。
* 第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。

横須賀市子どもの権利を守る条例																	
第2章 権利				第3章 責務				第4章 施策									
第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和4年度実施状況		
				第2項	第3項	第4項	第12条									第13条	第14条
安心して生きる権利	守り、守られる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援(7条)	学校等への支援(第9条)	地域への支援(10条)	事業者への支援(11条)	居場所の確保	貧困等による不利益への配慮	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発	
命・差別・暴力・安全・安心	健康・医療・環境・支援・助け	個性が尊重される権利	文・ポ・社・活・動・意・見・表・明・集・う・情・報	(保護者・権利尊重指導)	(学校等の責務)発達支援・権利の理解尊重指導	(地域の責務)安全安心・豊かな人間性・協働	(事業者の責務)仕事子育て両立・職場意識向上	遊び学び休息のできる居場所の確保	子どもの貧困対策	多分野連携・当事者意見聴取・職員研修	発見・見守り声かけ・連絡・救済・人材・啓発	啓発・施策・法令条例による解決	文・ポ・社・活・動・意・見・表・明・集・う・情・報・重・仕・組・み・機・会・促・進	尊厳自立社会参加・養護・負担軽減・発達	人種性宗教出身の尊重・偏見差別ないよう理解	協働関心理解の周知啓発	
<p>横須賀市子ども未来プラン 施策一覧 (プランp.53 第4章 具体的な施策)</p> <p>大柱1 子育て支援の推進 (p58)</p> <p>中柱1 教育・保育環境の向上 (p58~p59)</p> <p>1 1-(1)-ア 教育・保育施設等の働く環境の充実 保育士等の仕事と育児の両立</p> <p>2 1-(1)-イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保 研修</p> <p>3 1-(1)-ウ 幼児教育の推進 質の向上(障害児教育費補助)</p> <p>4 1-(1)-エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携 スムーズな小学校生活への移行</p> <p>5 1-(1)-オ 届出保育施設の育成 保育施設巡回指導(保育の質向上)</p> <p>中柱2 幼児期の教育・保育の充実 (p60~61)</p> <p>6 1-(2)-ア 保育定員の拡充 保護者の養育義務への支援</p> <p>7 1-(2)-イ 認定こども園への移行推進 待機児童の解消</p> <p>8 1-(2)-ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進 民営化等</p> <p>9 1-(2)-エ 地域型保育事業の充実 低年齢受け入れ拡充</p> <p>10 1-(2)-オ 幼稚園での預かり保育の拡充 長期休業中の預かり保育拡充</p> <p>11 1-(2)-カ 企業主導型保育所の設置支援 仕事と子育ての両立(事業者支援)</p> <p>12 1-(2)-キ 延長保育、休日保育の推進</p> <p>中柱3 家庭等における子育て支援の充実 (p62~64)</p> <p>13 1-(3)-ア 妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】 相談・虐待予防</p> <p>14 1-(3)-イ こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】 相談・虐待防止</p> <p>15 1-(3)-ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実 相談・情報の提供</p> <p>16 1-(3)-エ ファミリー・サポート・センターの推進 保育の質の維持・向上</p> <p>17 1-(3)-オ 一時預かり事業の拡充</p> <p>18 1-(3)-カ 病児・病後児保育の充実</p> <p>19 1-(3)-キ ショートステイ事業の推進</p> <p>20 1-(3)-ク 育児支援家庭訪問事業の推進 負担軽減・環境改善</p> <p>21 1-(3)-ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実 相談</p> <p>22 1-(3)-コ 家庭教育の推進 啓発(保護者)</p> <p>23 1-(3)-サ 幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発 啓発(保護者)</p> <p>大柱2 子育てしやすい地域・社会づくり (p65)</p> <p>中柱1 地域で子育てを支援する環境づくり (p65~67)</p> <p>24 2-(1)-ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり 支援する関係機関の連携</p> <p>25 2-(1)-イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供 相談・情報提供</p> <p>26 2-(1)-ウ 地域での相談体制の充実と情報提供 地域での相談・情報提供</p> <p>27 2-(1)-エ 子育てグループ等の活動支援 場の提供</p> <p>28 2-(1)-オ 主任児童委員の活動支援 地域の見守り</p> <p>29 2-(1)-カ 子育て中の父親のネットワークづくり 場の提供・情報提供</p> <p>中柱2 子育てしやすいまちづくりの推進 (p67~68)</p> <p>30 2-(2)-ア 小児医療費助成事業の推進 医療費助成</p> <p>31 2-(2)-イ 子育てに適する市営住宅の提供 子育てに適する住宅(居場所)</p> <p>32 2-(2)-ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和 子育てに適する住宅(居場所)</p> <p>33 2-(2)-エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減 無償化・負担軽減</p> <p>34 2-(2)-オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進 防犯教育、パトロール、避難所確保、生徒指導</p> <p>35 2-(2)-カ 子どもの防火防災教育の推進 防火防災教育</p> <p>36 2-(2)-キ 「すかりぶ」の取り組み 子供イベント・まちぐるみの子育て応援</p>																	

条文の概要
施策の概要

子どもの権利を守る条例・子ども未来プラン 相関表

* 条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。

* 第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。

第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和4年度実施状況		
				第2項	第3項	第4項	第5項										
	安心して生きる権利	守られ・育まれる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援(7条)	学校等への支援(第9条)	地域への支援(10条)	事業者への支援(11条)	居場所の確保	貧困等による不利益への配慮	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発
大柱3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援 (p69)																	
中柱1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援 (p69~71)																	
37	3-(1)-ア	不妊・不育専門相談センター事業の推進	相談														◎
38	3-(1)-イ	特定不妊治療費助成事業等の推進	治療費助成														◎
39	3-(1)-ウ	女性健康支援相談体制の推進	健康保持・増進														◎
40	3-(1)-エ	妊産婦のケア体制の充実	相談・虐待予防		○					○							◎
41	3-(1)-オ	こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進	相談・虐待防止		○												◎
42	3-(1)-カ	保健、医療、福祉のネットワークづくり【2-(1)-アの再掲】	支援する関係機関の連携		○												◎
43	3-(1)-キ	出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【1-(3)-ケの再掲】	相談		○												◎
44	3-(1)-ク	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供	啓発(保護者)		○												◎
中柱2 子どもと家庭の健康づくり (p71~73)																	
45	3-(2)-ア	妊産婦健康診査の推進	虐待防止		○												◎
46	3-(2)-イ	乳幼児健康診査の推進	虐待等早期発見		○												◎
47	3-(2)-ウ	かかりつけ医・薬局の確保	啓発(保護者)		○												◎
48	3-(2)-エ	予防接種の推進			○												◎
49	3-(2)-オ	乳児事故予防教室の実施			○												◎
50	3-(2)-カ	救急医療の充実			○												◎
51	3-(2)-キ	むし歯及び歯周疾患予防の推進	啓発(保護者)		○												◎
52	3-(2)-ク	妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発	啓発(保護者)		○												◎
53	3-(2)-ケ	幼児期における食育の推進	啓発(児童・保護者)		○												◎
54	3-(2)-コ	ピロリ菌対策事業	リスク低減・感染予防		○												◎
大柱4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり (p74)																	
中柱1 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進 (p74~78)																	
55	4-(1)-ア	地域資源や外部人材等を活用した指導の推進	教育の推進			○											◎
56	4-(1)-イ	体験学習、交流活動の機会の充実	教育の推進			○											◎
57	4-(1)-ウ	芸術鑑賞教育の実施	教育の推進			○											◎
58	4-(1)-エ	ホームタウンチーム活動推進事業	スポーツの振興			○											◎
59	4-(1)-オ	子どもの生活リズムの確立			○												◎
60	4-(1)-カ	思春期の健康づくりの推進	被害防止、理解と啓発		○												◎
61	4-(1)-キ	多様な性の理解推進	多様性教育		○												◎
62	4-(1)-ク	健康教育の推進			○												◎
63	4-(1)-ケ	体力づくりの推進			○												◎
64	4-(1)-コ	学校における食育の推進			○												◎
65	4-(1)-サ	学習支援員の配置			○												◎
66	4-(1)-シ	就学前教育・保育と小学校教育の連携【1-(1)-エの再掲】	スムーズな小学校生活への移行		○												◎
67	4-(1)-ス	社会的居場所づくり支援事業の充実	居場所		○				○								◎
68	4-(1)-セ	関係部署での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-イの再掲】	相談・情報提供		○												◎
69	4-(1)-ソ	地域での相談体制の充実と情報提供【2-(1)-ウの再掲】	地域での相談・情報提供		○				○								◎
中柱2 放課後児童の居場所の充実 (p79~80)																	
70	4-(2)-ア	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	居場所		○				○								◎
71	4-(2)-イ	放課後子ども教室の充実	居場所		○				○								◎
72	4-(2)-ウ	一休みの放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進	居場所		○				○								◎
73	4-(2)-エ	放課後児童クラブの公設化の検討			○				○								◎
74	4-(2)-オ	既存施設の活用の推進	居場所		○				○								◎
中柱3 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進 (p80~81)																	
75	4-(3)-ア	青少年関係団体の活動支援の推進	場の確保			○											◎
76	4-(3)-イ	若い世代のリーダー養成の充実	ボランティア養成			○			○								◎
77	4-(3)-ウ	若者の就労促進				○											◎
78	4-(3)-エ	学校外での多様な体験の推進	体験活動の推進			○											◎
79	4-(3)-オ	明日の文化の担い手の育成	文化活動の推進			○											◎
中柱4 青少年を取り巻く環境の健全化 (p82)																	
80	4-(4)-ア	社会環境健全化活動の推進	防犯・非行防止		○												◎
81	4-(4)-イ	青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発	防犯・非行防止		○												◎
大柱5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (p83)																	
中柱1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた環境づくり (p84)																	
82	5-(1)-ア	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供	啓発(保護者)		○				○								◎
83	5-(1)-イ	多様な保育サービスの充実			○												◎
84	5-(1)-ウ	企業主導型保育所の設置支援【1-(2)-カの再掲】	仕事と子育ての両立(事業者支援)		○				○								◎
中柱2 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発 (p85)																	
85	5-(2)-ア	固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習機会の提供	講演・広報		○												◎
86	5-(2)-イ	妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】	啓発(保護者)		○												◎

子どもの権利を守る条例・子ども未来プラン 相関表

* 条例を「第2章 子どもの権利」、「第3章 子どもの権利を保護するための責務」、「第4章 施策の推進」の三分野に分け、それぞれの条文が深く関連している施策に○で示した。

* 第8条第1項(市の責務)については、すべての施策が該当する。

第3条	第4条	第5条	第6条	第8条				第12条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	令和4年度実施状況	
				第2項	第3項	第4項										
安心して生きる権利	守り、守られる権利	個性が尊重される権利	参加する権利	保護者への支援(7条)	学校等への支援(第9条)	地域への支援(10条)	事業者への支援(11条)	居場所の確保	貧困等による不利益への配慮	子どもに関する施策の推進	虐待・体罰の防止	いじめの防止	子どもの参加	障害のある子どもへの支援	多様性の尊重	市民への周知・啓発
大柱6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実 (p86)																
中柱1 児童虐待防止対策の充実 (p86~88)																
87	6-(1)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応	虐待の予防、早期発見・対応													◎
88	6-(1)-イ	特定妊婦等への支援	経済的困窮等で受診難の女性						○							◎
89	6-(1)-ウ	妊産婦のケア体制の充実【3-(1)-エの再掲】	相談・虐待予防							○						◎
90	6-(1)-エ	こどもは赤ちゃん訪問事業の推進【3-(1)-オの再掲】	相談・虐待防止								○					◎
91	6-(1)-オ	育児支援家庭訪問事業の推進【1-(3)-クの再掲】	負担軽減・環境改善								○					◎
92	6-(1)-カ	子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実	人権についての正しい理解の普及・啓発					○				○				◎
中柱2 ひとり親家庭の自立支援の推進 (p89)																
93	6-(2)-ア	ひとり親家庭等の就業支援	就業支援、各種給付金							○						◎
94	6-(2)-イ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援	日常生活自立支援、仲間づくり							○						◎
95	6-(2)-ウ	ひとり親家庭等の養育費確保支援	養育費確保、法律相談							○						◎
96	6-(2)-エ	ひとり親家庭等の経済的支援	手当支給、資金貸付							○						◎
中柱3 障害児施策の推進 (p90~91)																
97	6-(3)-ア	経過健診(フォローアップ教室)の充実								○						◎
98	6-(3)-イ	療育相談センターの充実						○								◎
99	6-(3)-ウ	障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備						○								◎
100	6-(3)-エ	障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援						○								◎
101	6-(3)-オ	障害児入所施設の確保								○						◎
中柱4 社会的養護体制の充実 (p92~93)																
102	6-(4)-ア	児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【6-(1)-アの再掲】	虐待の予防、早期発見・対応								○					◎
103	6-(4)-イ	家庭養護の充実	里親・ファミリーホームの充実							○						◎
104	6-(4)-ウ	児童養護施設等の充実								○						◎
105	6-(4)-エ	家庭での養育支援の推進	親子再統合の推進							○						◎
106	6-(4)-オ	子どもの自立支援の推進	就職							○						◎
107	6-(4)-カ	社会的養護にかかわる職員の資質の向上	職員の研修							○						◎
108	6-(4)-キ	子どもの権利擁護の推進	ガイドライン							○						◎
大柱7 子どもの貧困対策 (p94)																
中柱1 経済・生活の支援 (p94~96)																
109	7-(1)-ア	子育て家庭への経済的支援	給付金支給、医療費助成							○						◎
110	7-(1)-イ	ひとり親家庭等の就業支援【6-(2)-アの再掲】	就業支援、各種給付金							○						◎
111	7-(1)-ウ	ひとり親家庭等の子育て・生活支援【6-(2)-イの再掲】	日常生活自立支援、仲間づくり							○						◎
112	7-(1)-エ	ひとり親家庭等の養育費確保支援【6-(2)-ウの再掲】	養育費確保、法律相談							○						◎
113	7-(1)-オ	ひとり親家庭等の経済的支援【6-(2)-エの再掲】	手当支給、資金貸付							○						◎
114	7-(1)-カ	子どものライフステージに応じた支援	訪問・会議・相談・自立支援							○						◎
中柱2 教育の支援 (p96)																
115	7-(2)-ア	社会的居場所づくり支援事業の充実【4-(1)-スの再掲】	居場所							○						◎
116	7-(2)-イ	社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実	学習支援・就労支援							○						◎